

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人1more Baby応援団（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては会議出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 この法人が非常勤役員、および評議員に対し、この法人の行う講演会、研修会、シンポジウム等で講師を委嘱し、またこの法人の刊行物等の原稿執筆を委嘱した際は、謝金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は別表第1「常勤理事の報酬月額」の範囲内とし、

各々の理事の報酬月額を別表第1「常勤理事の報酬月額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第2「常勤監事の報酬月額」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議する。
- 3 非常勤役員に対しては、会議出席等必要の都度、別表第3「非常勤役員の報酬」に定める定額を報酬として支払う。
- 4 常勤の理事に対する役員賞与は別表第4「常勤理事賞与」のとおりとする。
- 5 常勤役員に対する退職金の算定は、原則として当該役員の役員退任時における報酬月額に、支給率と役員在任期間（月数）を乗じて算出した金額とする。
- 6 前項の算定基礎は以下のとおりとする。

① 在任期間

在任期間の計算は、当該役員の役員就任の月から退任の月までの期間を通算した在任月数とする。（在任期間が15日以上の場合は在任月数にカウントし、15日未満の場合は在任月数にカウントしない。）

② 支給率

支給率は、当該役員の役員在任期間中の1月につき、100分の12.5とする。

- 7 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 8 各評議員に対しては、会議出席等必要の都度、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第5「評議員の報酬」に基づき報酬を支払うものとする。
- 9 非常勤役員または評議員が、この法人より講演会、研修会、シンポジウム等で講師を委嘱され、または刊行物等の原稿執筆を委嘱された場合は、別表第6に基づき謝金を支払うものとする。評議員に対し支払われる謝金及び前項で支払われる報酬の合計額は定款第18条で定める金額の範囲内とする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあつては、会議出席や講師委嘱・原稿執筆委嘱の際等、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般財団法人 *l m o r e b a b y* 応援団設立の登記の日から施行する。

附則

この改正は、平成27年8月5日より施行する。(平成27年8月5日評議員会議決)

附則

この改正は、平成29年4月19日より施行する。(平成29年4月19日評議員会議決)

別表第1 常勤理事の報酬月額

- ・ 理事長 120万円までの範囲内
- ・ 専務理事 100万円までの範囲内
- ・ 理事 80万円までの範囲内

別表第2 常勤監事の報酬月額

80万円までの範囲内

別表第3 非常勤役員の報酬

必要の都度一人あたり 日額一律13,000円

別表第4 常勤理事賞与

基準日在職の常勤理事の報酬月額×1.5

別表第5 評議員の報酬

必要の都度一人あたり 日額一律13,000円

別表第6 講演料・執筆料

講師/講演 謝金	60分以内	10万
	60分超 120分以内	15万
	120分超	20万
執筆 謝金	執筆原稿料は、原稿1枚（400文字）あたり、1万円（税別）とする。ただし、原稿の枚数に関わらず、総額は20万円（税別）までとする。	